

就学前の障害児の発達支援に係る無償化について

1. 制度の趣旨

幼児期の教育・保育の負担軽減を図る少子化対策および生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の成立に伴い、令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費用を無償化する。

2. 現在の利用者負担の状況

- (1) 各種サービスの利用者負担額は、サービスごとに法令で定められた基準額の1割である。
- (2) 但し、1か月の合計利用者負担額は、本人の属する世帯の住民税の合計額に応じて上限の設定があり、生活保護受給世帯および区民税非課税世帯は0円、区民税課税世帯（所得割28万円未満）は4,600円、上記以外は37,200円
- (3) 食費等実費に対する減免制度がある。

3. 無償化の概要

令和元年10月1日以降の下記のサービス利用分について、従来、事業者を支払っていた利用者負担額が無償化される。

(1) 対象となるサービス

- | | |
|--------------|-------------|
| ①児童発達支援 | ②医療型児童発達支援 |
| ③居宅訪問型児童発達支援 | ④保育所等訪問支援 |
| ⑤福祉型障害児入所施設 | ⑥医療型障害児入所施設 |

※⑤⑥の給付費支払は都道府県が行う。

(2) 対象となる期間 満3歳になって初めての4月1日から3年間

(3) 開始 令和元年10月1日

(4) 手続き等

- ・無償化にあたり、新たな手続きの必要なし
- ・今後、受給者証を発行する際に順次、無償化対象期間を印字する予定

4. 周知について

- (1) 7月21日号広報で掲載済
- (2) 詳細については、9月以降、ホームページで周知
- (3) 対象の保護者全員へ別紙お知らせを送付
- (4) 対象サービス事業所へ周知

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 医療型障害児入所施設
- ※ 入所施設は都の事業です。

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：品川区障害者福祉課 障害者相談支援担当
(TEL) 03-5742-6711